

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者へ 高額介護合算療養費支給申請がはじまりました

多久市国民健康保険・佐賀県後期高齢者医療保険加入者で、佐賀中部広域連合の介護保険加入者のうち、高額介護合算療養費の支給対象となった人には、多久市または佐賀県後期高齢者医療広域連合が通知書を送付します。なお、通知書がなくても、対象期間内の転入や、健康保険の変更等が異動があった人のうち、高額介護合算療養費の支給対象となる場合があります。くわしくは、保険年金係まで問い合わせください。

◎高額介護合算療養費とは

世帯内の同一医療保険加入者で、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、一定の基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度。

◎通知書の送付時期

- ・国民健康保険：1月頃
- ・後期高齢者医療保険：12月中旬頃

■支給対象額表

所得区分		加入保険・年齢			対象となる自己負担額	
		国民健康保険 + 介護保険		後期高齢者医療保険 + 介護保険		
		70歳未満	70～74歳			
現役並み所得者	基礎控除後の総所得 901万円超	212万円以上	67万円以上	67万円以上		
	600万円～901万円	141万円以上				
一般	210万円～600万円	67万円以上	56万円以上	56万円以上		
	210万円以下	60万円以上				
住民税非課税	Ⅱ	34万円以上	31万円以上	31万円以上		
	Ⅰ (年金収入80万円以下等)		19万円以上	19万円以上		

※超えた額が500円未満の場合は支給されません。

◎他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険）加入者

加入されている医療保険者への申請となります。くわしい申請方法等は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に問い合わせください。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですので、まず「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行に約1か月かかります。

◎介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請は

佐賀中部広域連合および多久市地域包括支援課に問い合わせください。

- 問い合わせ 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

「秋季全国火災予防運動」 が実施されます

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

■平成29年度全国統一防火標語

『火の用心 ことを形に 習慣に』

■実施期間 11月9日(木)～11月15日(水)

★住宅用火災警報器の設置は義務です。
また、いざという時のため点検と手入れを忘れずに。



問い合わせ

佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765